

第75回小田原市個人情報保護運営審議会会議録

- 1 日 時 平成31年2月8日(金) 午後2時から午後3時8分まで
- 2 場 所 小田原市役所 4階 議会会議室
- 3 出席者
 - (1) 会 長 小室 充孝
 - (2) 委 員 本田 耕一、秋葉 勝彦、加藤 敏夫、島貫 憲夫、成本 喜代子、丸山 秀和
※欠 席 川口 博三
 - (3) 事務局 尾上総務課長、杉崎副課長、望月情報統計係長、安部主任
 - (4) 説明員 (情報システム課) 石塚副課長、倉本主査
(健康づくり課) 茂川副課長、久保寺主任
(農政課) 青木農政課長、吉澤副課長、片野農林業振興係長、中田主査、伊藤主任
- 4 資 料 別紙のとおり
- 5 会議の概要
 - (1) 開 会
 - (2) 議 事要旨は次の<諮問審議>のとおり

< 諮問審議 >

会 長 それでは諮問事項ア「基幹業務システム更新事務」を審議いたします。内容の説明を求めます。

< 情報システム課説明員が入室 石塚副課長が資料1に基づき説明 >

説明員 今回諮問させていただきますのは「基幹業務システムの更新によるオンライン結合について」でございます。

資料1の諮問事案書をご覧ください。諮問事案書の最下段で開始時期は平成32年9月下旬からとしてありますが、システムの構築に相当の期間が必要であり、31年度当初から構築作業の準備に取り掛かる予定であることから、今回この機会に諮問をさせていただくものです。

諮問事案書の3段目の「オンライン結合による取扱個人情報」にもあるように、基幹業務システムとは、主に市役所の2階の窓口業務で取扱う、住民票などの住民情報、住民税や固定資産税などの税情報、国民健康保険、国民年金等の情報を管理するシステムです。

平成32年9月末に現行の基幹業務システムのサーバー機器の保守期限及びサーバーのOSの保守期限が切れることに伴い、システムを更新します。

別添資料の「基幹業務システムの更新について」をご覧ください。現行システムと次期システムの形態の違いですが、真ん中の図のとおり、現行システムは、本庁舎内にシステム用のサーバーを設置して利用しておりましたが、更新にあたり、次期システムは、下段の図のとおり本庁舎外のデータセンターを利用したクラウドサービスを導入するものです。データセンターを利用するクラウドサービスは、分類すると数種類あり、自己所有のサーバーをデータセンターに預けて運用する方式や、SaaS型（サース型）と呼ばれる事業者側が用意するサーバーにインストールされたソフトウェアを利用する方式等があります。今回は、事業者が用意するサーバー及びソフトウェアを借り受けて、ネットワーク経由で利用するSaaS型（サース型）を利用します。

データセンターは、地震や火災などの災害に対して厳重に対策されており、防災上のメリットがあるとともに、総務省が「自治体クラウド」として推進している「クラウドサービスを利用した複数自治体でのシステムの共同利用」の前提となっています。さらに、組織的に高品質な運用サービスが継続的に利用できるようになります。

次ページをご覧ください。データの安全性についてですが、クラウドサービスを利用

する場合は、通信回線を用いてデータセンターと本庁舎を接続することになりますが、一般のインターネット回線とは接続しない、通信会社などが提供する閉ざされたネットワークであるIP網における、仮想の専用回線VPN（バーチャル・プライベート・ネットワーク）と言われるIP-VPN回線を利用して、安全なデータ通信を実現し、情報セキュリティの確保を図ります。

また、先ほども触れましたデータセンターについてですが、データセンター側でも情報セキュリティの確保を図るため、建物及びサーバー室へのアクセス管理が実施されるのは当然として、地震や火災などの災害に対して、一般建物より高いレベルでの安全性が確保され、災害時にもシステムのデータが保全されており、また、セキュリティ対策として、24時間、365日、有人及び監視カメラで、外部からの物理的侵入や、通信等による不正アクセスの侵入等が監視されることとなります。

前のページにお戻りください。下の次期システムの図で説明しますが、個人情報の流れとしましては、本市の職員が行う、データ入力作業や一括処理作業は、市の庁舎に設置してある職員用端末から、VPN回線を通してデータセンターのサーバーを操作することとなります。サーバーに格納されている情報の閲覧や、住民票等の各種証明書を印刷出力する場合は、VPN回線を経由して職員端末の画面上に表示、又は、図にはありませんが、本庁舎内にあるプリンタで印刷出力等を行います。さらに、大規模な災害等で回線が利用できなくなる事態を想定し、データセンターのサーバーにある情報を、毎日、本庁舎に設置する縮退稼働用サーバーにバックアップを行う予定です。

なお、図の右側のとおり、業務運用上、本市の職員以外にもデータセンターに配置されている業者の従業員に一括処理の一部や納入通知書等で大量印刷を委託して実施していただくこととしていますが、この部分については、今後締結する契約の中での作業になります。

したがって、今回諮問させていただくのは、先程まで説明をした、サーバーの設置場所を本庁舎からデータセンターに変更するという内容になります。

以上で説明を終わります。

会 長 御質問ございますか。

委 員 縮退稼働用サーバーに1日1回、バックアップされるとのことですが、異常時にはこちらのサーバーを利用して業務を行うということでしょうか。

説明員 全てを行うことはできませんが、一部の業務についてはそのようになります。

委員 クラウド化するということですが、費用の面でメリットが大きいということもあるのでしょうか。

説明員 費用対効果も考慮した上での導入になります。

委員 サイバー攻撃への対策面がよく分かっていません。また、データセンター側の人的なセキュリティ、つまり守秘義務等の個人情報の取扱いは契約の中でコントロールしていくという整理でよろしいでしょうか。

説明員 サイバー攻撃への対策については、次期システムに移行することで、24時間365日対策がとられますので、セキュリティ面は大きく向上します。また通信は閉ざされたIP-VPNによる接続のため安全なものです。人間が扱う個人情報の取扱いや守秘義務は委託契約書のなかで明記していきます。

委員 受託業者が大型プリンタを利用して大量印刷をするようですが、その印刷物はその後どのように処理されるのでしょうか。

説明員 納税通知書等を大量に印刷して、裁断を行い、その後発送するという流れになります。

委員 納税通知書等の発送までデータセンターが行うのでしょうか。

説明員 発送まで業務内容に含めることも可能ですが、それは今後契約の仕様の中で調整していくことになるかと思います。

委員 データセンターの詳しい位置まで教えていただくのは難しいかもしれませんが、距離はどのくらい離れているのでしょうか。

説明員 直線距離にして350キロメートルから400キロメートルです。

委員 そうなると、やはりデータセンターで発送するのか、市から発送するのかといった話は、紙媒体の移送が伴うことから個人情報の取扱いとして重要なことかと思えます。

説明員 データセンターから市に配送するとなると、セキュリティ上の課題が発生することとなりますが、仮に配送することになった場合は、俗に言う「セキュリティ便」を活用して安全を確保します。

委員 資料に、「従来の担当SE個人に特化した属人的なサポートではなく」という記載がありますが、今後は小田原市の専門的なサポートは無くなるという理解でよろしいですか。

説明員 現在は本庁舎に4名～5名程度の専属の職員が常時配置されており、本市での経験も豊富であり、そのような意味で「属人的なサポート」と記載させていただきましたが、今後は、組織的なサポートが行われるような体制に移行する、さらにはサポート体制を整理するという考え方を持っています。

委員 通信回線についてですが、物理的に専用回線であるということではなく、共用回線、つまりインターネット回線に何かしら手を加えることで専用の回線になるということですか。

説明員 単純に物理的な専用回線を導入するとなると費用的に多額となってしまいますので、イメージとしては、業者が保有する既存の回線で、セキュリティレベルの高い回線を使用する形となります。

委員 つまりインターネット回線とは別のものということですか。

説明員 はい、そのとおりです。

委員 受託業者に対するシステム監査はどの程度の周期で行われるのでしょうか。

説明員 監査という形では実施していません。契約時にセキュリティ体制やセキュリティレベルについて記載された書類を提出してもらって確認としております。なお、定期的な監査は実施していませんが、何かあった際は、市が調査できるような契約書への記載はございます。

会 長 取扱個人情報の項目名に住民情報が含まれていますが、戸籍の情報は含まれますか。

説明員 戸籍の情報は含まれていません。戸籍システムというものが別にあります。

会 長 この基幹業務システムは、小田原市が独自に開発したシステムではなく、業者が作成したパッケージソフトで、それを導入しているという理解でよろしいですか。

説明員 はい、そのとおりです。昔はホストコンピュータということで職員がプログラムを作成していたことはありますが、現在は業者が開発したパッケージを導入しているということになります。

会 長 各所属が保有するシステムをクラウド化するに当たって、これまでも諮問がされたことがありましたが、今回の基幹業務システムは、個々のシステムにも繋がる特に重要な情報を扱っているシステムであるから、情報システム課が一括して管理しているということですか。

説明員 基幹業務システムの所管課が情報システム課になります。実際の業務で利用するのは、例えば戸籍住民課、市民税課、資産税課といった所属になります。

会 長 各所属で扱っているシステムがあると思いますが、例えば介護保険を担当しているシステムを動かすに当たっては、大元となる基幹業務システムの情報も使用していますよね。

説明員 はい、情報の連携をしております。

会 長 つまり、基幹業務システムの情報を各所属のシステムと連携して使用することは既に

認められているもので、今回の諮問案件はサーバーの場所自体が動くだけであって、業務で使用する内容自体は変わらないということによろしいですか。

説明員 はい、そのとおりです。

会 長 基幹業務システムやそのソフトウェア等は業者が開発したパッケージで、それ自体は事業者のものであるが、そこに入っている個人情報には市に帰属するといった整理でよろしいですか。

説明員 はい、そのとおりです。

会 長 他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは説明員の方は、御退席ください。ありがとうございました。

<質疑応答終了 説明員退室>

会 長 では、審議に入ります。諮問事項アについて、御意見いかがですか。

(意見なし)

会 長 他に御意見がなければ、諮問事項ア「基幹業務システム更新事務」について、承認・不承認の採決をしたいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

会 長 御異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項アを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項アは承認することといたします。

会 長 では、次に諮問事項イ「がん検診における国保資格連携事務」について審議に入りたいと存じます。内容の説明を求めます。

<健康づくり課説明員入室 茂川副課長が資料2に基づき説明>

説明員 それでは、御説明いたします。個人情報取扱事務の名称ですが、「がん検診における国保資格連携事務」となっています。所管課は健康づくり課です。個人情報を目的外利用する理由ですが、国に行う地域保健・健康増進事業報告において、がん検診対象者を報告しますが、添付しております「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」という資料に記載のとおり、今後は国民健康保険の被保険者数の報告を行う必要があることから、国民健康保険被保険者の情報を目的外利用するものです。

開始の時期は平成31年2月となります。この報告は次年度から行うこととなりますが、情報を利用するに当たってシステム改修が必要となることから、このタイミングで利用するものです。

個人の類型は、小田原市国民健康保険に加入している者、個人情報の項目名は、被保険者証記号、被保険者証番号、住民基本番号のほか別紙に記載されている、国民健康保険に加入した日又は喪失した日等の情報になります。

対象者の人数は、昨年の実績となりますが、国民健康保険被保険者が約44,000人、その内がん検診対象者が約32,000人となっています。本市では、がん検診は、20歳以上の女性、40歳以上の男性、女性が受診できることとなっておりますが、その人数が約32,000人ということになります。

以上で説明を終わります。

会 長 御質問ございますか。

委 員 今回のケースは、国が国民健康保険に加入している方の受診率を把握して、施策に役立てるとのことだと思いますが、国民健康保険被保険者以外の方の受診率の把握について、国はどのように考えているのでしょうか。

説明員 今回のケースの狙いとしては、国民健康保険被保険者のがん検診受診率を把握するものですが、もちろん国民健康保険以外の方の受診者数の報告はしています。また、がん検診の受診率については、各自治体が独自に対象者を設定している場合があり、統一的でないという問題があることから、今回、対象者を国民健康保険被保険者に統一し、受診率を把握することで施策に役立てる狙いがあるのだと思います。

会 長 がん検診の対象者の抽出方法について、先ほど20歳以上の女性、40歳以上の男女という話をいただきましたが、それは住民基本台帳のデータ提供を受けて把握しているということですか。

説明員 基幹業務システムで年齢等の条件を設定して抽出してもらっています。

会 長 それはエクセルデータでもらっているのですか。

説明員 はい、そうです。そのデータを健康づくり課で保有している健康情報システムで管理しているがん検診受診者と突合させて活用しています。

会 長 がん検診受診者の情報はどのように把握するのですか。

説明員 がん検診受診者の情報は紙媒体で健康づくり課に送付されるので、その情報をシステムに手入力して管理しています。

会 長 つまり、対象者の情報と受診者の情報は把握しており、どの保険に加入しているかといった情報は分からないけれど受診率は算定できて、それを報告していたということですね。

説明員 はい、そのとおりです。

会 長 これからは、国民健康保険被保険者の受診率を算定するということだと思いますが、保険情報は、住民基本台帳のデータを提供してもらう際に予め提供してもらうのか、そ

れとも受診結果が把握できた段階でもらうのか、どちらですか。

説明員 年度の途中で保険加入情報が変更される場合があるので、受診を終えた後に利用することになります。

会 長 つまり、報告時期に合わせて国民健康保険被保険者情報を突合させて利用するということですね。

説明員 はい、そのとおりです。

委 員 今回の諮問は、国民健康保険被保険者の情報を報告することが、目的外提供に当たるため行うものですか。

会 長 国民健康保険被保険者を対象としたがん検診の受診率を報告するに当たり、保険課が保有する情報を健康づくり課が目的外利用するために諮問しているものだと思います。

説明員 健康づくり課では、対象者がどの保険に加入しているかという情報は保有していませんので、その情報を加えて報告するために、保険課の情報を利用するというものです。

委 員 今後の事務のやり方として思ったことですが、先ほど基幹業務システムに国民健康保険情報が入っているということですので、がん検診受診情報もそちらに組込まれば効率的に実施できるかと思います。

会 長 この報告は今後継続的に行うものですか。

説明員 これまでは年に1回報告してきたので今後も継続的に報告することになるかと思えます。ただ国民健康保険被保険者を対象とした報告は初めてで、今後の詳細は分からない状況です。

会 長 がん検診の受診状況を踏まえて、これまでも検診を促進するような御案内をしていませんでしたか。

説明員 対象者全員にがん検診の御案内をしています。

会 長 以前、本審議会に諮問した案件で、類似した内容はありませんでしたか。つまり、保険給付の費用を抑えるための施策の中で、同じように諮問した案件があったような気がしました。

説明員 本市が保険者となつて行うものとして特定健診というものがあります。これは保険課と健康づくり課が連携して実施しているもので、その際に諮問しているものがあったかもしれません。

委 員 国民健康保険の加入者は3割程度で間違いないですか。市民の半分はいないということですか。

説明員 はい、全体の3割程度となります。

委 員 国は、その3割程度の対象者の受診率について報告を求めているということですね。

説明員 国の「がん検診受診率等に関するワーキンググループ」において決められたものになります。

委 員 国民健康保険被保険者のがん検診の受診者数は32,000人程度ということですが、他の保険に加入している方も同じくらいの受診率なのでしょうか。

説明員 32,000人というのはがん検診の対象者です。実際に受診している方はもっと少ないです。

委 員 32,000人というのは受診者ではなく、対象者の人数なのですね。

説明員 はい、そうです。

会 長 市では他の保険の加入者情報は保有しておらず、保有しているのは国民健康保険被保険者の情報であるから、国としてもその情報について報告を求めているということだと思えます。

会 長 他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは説明員の方は、御退席ください。ありがとうございました。

<質疑応答終了 説明員退室>

会 長 では、審議に入ります。諮問事項イについて、御意見いかがですか。

(意見なし)

会 長 他に御意見がなければ、諮問事項イ「がん検診における国保資格連携事務」について、承認・不承認の採決をしたいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

会 長 御異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項イを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項イは承認することといたします。

会 長 では、次に諮問事項ウ「農林業振興事務」について審議に入りたいと存じます。内容の説明を求めます。

説明員

<農政課説明員入室 青木農政課長が資料3に基づき説明>

農林業振興事務における諮問事案について、説明をさせていただきます。

お手元の資料のうち「個人情報取扱事務の諮問事案書」をご覧ください。まず、オンライン結合を行うシステムについてですが、当課では「水土里（みどり）情報システム」という地図情報システムの一種を用いています。

当該システムは、市内の土地に係る情報、具体的には、土地の登記地目、登記面積、課税地目、課税面積、所有者名、所有者住所といった情報を一元管理し、補助金事務に係る農地確認や、林地台帳としての利用など、農林業振興事務全般において活用している、必要不可欠なシステムです。

現状、農政課所有のインターネット接続していないスタンドアローン端末に、当該システムをインストールし、利用しておりますが、この度、当該システムを開発・提供する事業者より、クラウド化の提案を受けました。

クラウド化につきましては、別紙「オンライン結合関係図」をあわせてご覧ください。

現在、農政課内の端末で管理しているシステムを、外部のサーバセンターにインストールします。通信にはLGWAN回線を用い、事業者である「神奈川県土地改良事業団体連合会」が遠隔でクラウドサーバーを管理し、サーバーから農政課の庁内ネットワーク端末で当該システムのサービス提供を受ける形となります。

個人情報の流れとしては、まず、市セキュリティポリシーに準じて、農政課から記録媒体で事業者へ個人情報を提供します。その後、事業者が、LGWAN回線を通じてサーバセンターのサーバーにインストールされているシステムに個人情報を反映させます。その結果、市は、LGWAN回線を通じて、そのシステム及び個人情報を利用できることとなります。

このクラウド化、オンライン結合を行うことにより、これまでと同等のコストで、同様の運用が可能であり、事業者が遠隔で保守管理を行うことができるほか、サーバセンターを用いることにより、庁舎内で端末を管理している現状よりも、物理的セキュリティの向上が見込めることとなります。

また、クラウド化により、新たに個人情報を外部ネットワークに接続することになりますが、専用回線として地方公共団体に利用が限られているLGWAN回線を用いることにより、高度なセキュリティを確保することが可能となります。

また、当該システムを開発・提供する「神奈川県土地改良事業団体連合会」は、別に添付させていただいた資料にあるとおり、当市の市長も理事として参画する、土地改良

事業を目的とした公益法人です。当市と同一水準の個人情報保護規定を定めており、電子機器の管理も適正に実施しております。

については、農政課として、「水土里(みどり)情報システム」のクラウド化を実施させていただきたく、諮問させていただくものです。

以上で説明を終わります。

会 長 御質問ございますか。

委 員 これまでスタンドアローン端末で運用していたということですが、個人情報の入力
は、農政課の職員が実施していたということですか。

説明員 システムを開発した神奈川県土地改良事業団体連合会に委託をして、システムに情報
を入力してもらいそれをインストールして利用しております。

委 員 つまり、農政課に来てもらって入力してもらっているということですね。

説明員 はい、そのとおりです。

委 員 それが今後は、ネットワークを通して入力ができるという意味で捉えてよろしいでし
ょうか。

委 員 L G W A N 接続は地方公共団体に限定されていますが、神奈川県土地改良事業団体連
合会は、L G W A N を管理する地方公共団体情報システム機構に届出をしてシステムに
入力をする許可を受けております。よって今後はL G W A N 回線を通じて入力していく
こととなります。

委 員 そうしますと、逆にセキュリティレベルは落ちるかと思えます。これまでは農政課に
直接に来て、スタンドアローン端末に入力をしていたものが、これからは個人情報が入
った記録媒体を手渡しして、連合会の方が庁舎外からネットワークを介して入力を行う
ということですね。記録媒体が外に出てしまうという意味でリスクが高まるのではな
いかと思われま。

委員 このシステムの利用者は農政課のみですか。

説明員 外部の方の利用は想定されていません。

委員 利用内容に変更はなく、システムをスタンドアローンで運用していたものがクラウド化するということですね。

委員 クラウド化する目的は何でしょうか。

説明員 まず一点目は、システムを庁舎内で管理していますと、不具合が生じた場合はS Eに来てもらわないと対応が出来ませんが、クラウド化することで来庁せずにオンライン上で保守管理等が行なえるという点が挙げられます。二点目は、物理的なセキュリティの向上が見込める点です。サーバセンターの入出管理等が諮問認証等で徹底されていることに加え、防火防水対策等の災害対策にも万全の体制をとっているサーバセンターを利用することで、現状に比べてセキュリティの向上が見込めます。またコストの面でも現状と同等のコストでそのような体制が構築でき、さらには庁内LANに接続されたどのパソコンからも誰でも利用が可能となることから、利便性も高まります。このようなことからクラウド化を実現することが望ましいと考えております。

委員 確かに保守管理の面や、災害対策の面では良いとは思いますが、話を聞いていると個人情報に様々な人がアクセスできるようになってしまい、セキュリティの面で弱くなってしまわないかとも思います。保守管理等の利便性とセキュリティ強化の観点を比較したときにどうなのかということを考えてしまいます。

説明員 「誰でも利用できる」と発言してしまったので、誤解を招いてしまったかもしれませんが、あくまでLGWAN回線というのは地方公共団体のみがアクセスできるものです。農政課が利用する水土里システムについても当然、農政課からしかアクセスできない設定となります。ログインの際にも必要最低限の者がID・PWを入力して行うなど人的なセキュリティも確保します。よって、セキュリティの面での問題はないものと認識しているとともに、先ほど説明した物理的なセキュリティの向上による利点のほうが

大きいものと考えております。

委員　もう一度整理したいのですが、記録媒体については、これまでは手渡しすることはなかったのですよね。連合会の方が来て、スタンドアローン端末に入力をしていたということですよね。クラウド化によりLGWAN上でオンラインにより運用していく分には問題はないかと思うのですが、それを実施するに当たり記録媒体を手渡しするという新たなリスクが生じるという解釈に誤りはありませんか。

委員　はい、その解釈に誤りはありません。

会長　このシステムは地図情報のシステムということですが、入っている情報は、農政課が必要としている地目等の情報を管理しているものですか。それとも、小田原市全体の地図情報として管理しているものですか。

説明員　全体の情報となります。

会長　もともとは、資産税課の情報が反映された情報ということでしょうか。

説明員　はい、そのとおりです。

会長　情報の入力の話が出ていましたが、更新された情報はリアルタイムでこのシステムに反映されていたのでしょうか。

説明員　リアルタイムでの更新が理想ですが、現実的には、1年に1回、業務委託の中で更新作業をしています。

会長　年に1回更新されたデータが提供されて、そのデータを利用して年1回システムに更新しているということですか。

説明員　はい、そのとおりです。

会 長 データの提供は、紙媒体のものでしょうか。磁気データベースによるものですか。

説明員 磁気データベースです。

会 長 これまでは、その磁気データベースを利用して、連合会の方が市役所でシステムに落とし込む作業を行ってきたけれど、これからは、年に1回更新されたデータを記録媒体に格納して、その記録媒体を連合会に手渡しして、連合会がオンライン上でシステムに落とし込んでいくということですね。

説明員 はい、そのとおりです。

会 長 その記録媒体は返還してもらおうのですか。

説明員 セキュリティポリシー上、破棄等、方法は複数あるのですが、基本的には返還してもらうことを考えています。いずれにせよ、セキュリティポリシーに基づいて対応します。

会 長 他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは説明員の方は、御退席ください。ありがとうございました。

<質疑応答終了 説明員退室>

会 長 では、審議に入ります。諮問事項ウについて、御意見いかがですか。

委 員 自前でプログラミングしていた時代から、スタンドアローン端末での運用、今回はクラウド化ということで、運用の方法も変わってきていますね。同様にセキュリティレベルも時代や場面により変化しているように思えます。

委 員 この案件はL GWAN回線を利用しているということです。今回、記録媒体を手渡し

するということですが、L GWAN回線を利用して情報を提供することも本来はできるはずですが、つまり、情報を持出すという行為をL GWAN上で行うパッケージにすれば非常に安全な方法になるかと思います。セキュリティポリシーに基づいて対応するという事なので問題はないのかと思いますが、もう少し工夫する余地はあるのではないかと思います。

委 員 ちなみにL GWAN回線は先ほどのI P－V P N回線よりもさらにセキュリティの高い回線です。

会 長 他に御意見ございますか。

(意見なし)

会 長 他に御意見がなければ、諮問事項ウ「農林業振興事務」について、承認・不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

会 長 御異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項ウを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項ウは承認することといたします。

会 長 それでは、3のその他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局 特にございませませんが、今回の会議録につきましても、事務局で草案を作成後、委員の皆様へ郵送させていただき、御確認をしていただいた後、行政情報センター、ホームページにて公開させていただきます。

今年度の審議会開催は今回で最後となります。どうもありがとうございました。また

来年度も引き続きよろしく申し上げます。

会 長

では、これで第75回個人情報保護運営審議会を終了いたします。

第75回 小田原市個人情報保護運営審議会 資料一覧

●次第

●資料1

- ・個人情報取扱事務の諮問事案書(基幹業務システム更新事務)
- ・基幹業務システムの更新について

●資料2

- ・個人情報取扱事務の諮問事案書(がん検診における国保資格連携事務)
- ・個人情報の項目名別紙
- ・市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について

●資料3

- ・個人情報取扱事務の諮問事案書(農林業振興事務)
- ・神奈川県土地改良事業団体連合会について
- ・水土里情報システムとは